

旧案

電報 甲第六十三号

24年9月24日

種別
文書
案件
課
送

號
號
淨書
決
裁
發
送

電氣通信大臣了
長官
電波監理長官了
事務次官了
部長
課長
係長

内閣總理大臣了

内閣官房長官

内閣官房副長官

人事部長

總理官事務官

該規全未附長了
審法
查規
課課
長了

電波廳

放送法案について

放送法案（別冊）を第六國會に提出^{（方取退の）}することとしたらしい。

裏面白紙

地方自治廳長官

政務次官
次長

財政部長
財政課長

連任行政部長

行政課長

総務課長

馬
考
鎌田

馬

總理廳

日本標準規格 B5 (14行紙)

（参考）

本法第...

日本放送協会の監督に関する規定事項

- 一 日本放送協会の定数は電波監理委員会の認可を受け変更し得る。
(十一條の二)
- 一 日本放送協会の運営委員会の委員は総理大臣が両議院の同意を得て任命する。(開会又は解散のため両議院の同意を得らぬときは任命後最初の国会において同意を得るものとする。)(十六條)(十八條)
- 一 総理大臣は委員が欠格條項に該当した場合に罷免する。
(十九條)
- 一 総理大臣は、委員が職務執行ができぬと認めるとき、違反非行等があることを認めるときは両議院の同意を得て罷免することができる。各議院は当該委員に弁明の機会を與えなければならぬ。委員及び会長の中五人以上が同一政変に属することとなつた場

総理廳

裏面白紙

合は、こ中を四人にふるよう両議院の同意を得て総理大臣は委員を罷免する。

(二十条)

一、電波監理委員会は協会に對して國際放送、放送に關する研究を命ずることのできる。

一、協会は毎週事業年度（この費用は國の負担とする）事業計画、資金計画を電波監理

委員会に提出し、委員会はこ中を總理大臣を経て内閣に提出する。内閣は國會に提出し承認を求め、(三十条)

一、協会は事業年度ごとに業務報告書を作成し、電波監理委員会に提出し、委員会はこ中の意見を附して總理大臣を経て内閣に提出する。内閣はこ中を國會に提出する。(三十一条)

一、協会は、毎事業年度の財産目録等に説明書を附して電波監理委員会に提出する。委員会は總理大臣を経て内閣

に提出する。内閣はこの書類を會計検査院の検査を経て國會に提出する。(四十一条)

総理廳

一、協会の会計は会計検査院が検査する。

一、協会は、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を發行する。

ことかてきる。

(四十二条)

一、協会が設備の全部又は一部を譲渡、賃貸等をすることを電波
監理委員会が認可する場合は、両議院の同意を得なければ
ならない。

(四十七条)

一、総理大臣は、協会の経営委員会に委員となるべき者を指名
する。又その者の任期を指定する。

(附則 三項 五項)

総 理 廳

(日本放送協会機構概要)

(経営委員会)

(役員)

1. 委員八人及び会長をもつ
 2. 組織し、一人を委員長とす(互選)
 会長 一人 (経営委員会が任命する)
(協会を代表す。経営委員会の特別委員)

2. 経営方針の決定、運営の指導等統制を行う
 副会長 一人 (会長が経営委員会の同意を得て任命する)
 理事 三人
 監事 二人 (経営委員会が任命する)

任期 三年

1. 会長は経営委員会の定める処によつて業務を総理する。
 2. 理事会は協会の重要業務の執行について審議する。

(新協会成立までの手続概要)

1. 電気通信大臣は設立委員を命じ、設立委員は定款を作成し、電気通信大臣の認可を受け、
 2. 設立の認可があつたとき、その事務を会長に引き継ぎ、役員の名簿が終つたとき協会は成立する。
 3. 協会の成立と同時に旧放送協会は解散し、資産負債権利義務を新協会が承継する。
 4. 旧協会の職員は新協会の職員となる。

総 理 廳

昭和二十四年九月二十四日

放送法案

電波廳

放送法案

目次

第一章 總則（第一條—第六條）

第二章 日本放送協會（第七條—第五十條）

第三章 一般放送事業者（第五十一條—第五十二條）

第四章 雜則（第五十三條）

第五章 罰則（第五十四條—第五十九條）

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

- 第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。
- 一 放送が、國民に最大限に普及されてその効用をもたらすことを保障すること。
 - 二 放送の不偏不党、眞実及び自律を保障することによつて放送による表現の自由を確保すること。
 - 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになること。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的として行われる無線通信の送信をいう。
- 二 「放送業務」とは、放送番組を作成し、演出し、及び送出すること並びにそれらに関する施設を運営することをいう。
- 三 「國際放送」とは、外國において受信されることを目的とする放送をいう。
- 四 「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。
- 五 「放送番組」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電気通信の放送する事項の種類、内容、分量及び配別をいう。

(放送番組編集の自由)

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることのできない。

(訂正放送等)

第四條 放送事業者(電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)が眞実でない事項を放送した場合において、そ

の事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人の辯明の放送をさせなければならぬ。放送事業者がその放送について眞実でない事項を発見したときも、同様とする。

2 前項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

（国際放送）

第五條 国際放送は国際親善を害するものであつてはならない。外國において放送する目的で編集した放送番組を外國に送信する場合も同様とする。

（放送番組の再放送）

第六條 放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信し、これを放送してはならない。

第二章 日本放送協会

（目的）

第七條 日本放送協会（以下單に協会という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全國において受信できるように放送することを目的とする。

（法人格）

第八條 協会は、前條の目的を達成するために、この法律の規定に基づき設立される法人とする。

（業務）

第九條 協会は、第六條の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 全国的及び地方的放送を行うため放送局を設置し、維持し、及び運用すること。
- 二 国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し及び運用し、又は政府の施設を使用すること。

- 三 放送番組を編集すること。
- 四 放送の進歩発達に必要な研究を設置すること。但し、協会の研究活動は、放送技術に密接に関連するものに限る。
- 2 協会は前項の業務の外、左の業務を行うことができる。
 - 一 放送番組編集上必要な劇團、音楽団等を維持し、養成し、又は助成すること。
 - 二 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。
 - 三 放送の普及発達に必要な周知宣傳を行い、出版をし、及び放送の受信に関し公衆の相談に應ずること。
 - 四 文藝、音楽及び美術及び學術の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。
 - 五 特許権及び実用新案権を取得すること及び發明に関する研究の

成果等を使用する権利を取得すること。

- 六 ニュース及び情報を他人に提供すること。
- 七 委託により放送受信機器を修理すること。
- 3 協会は、前二項の業務を行うに当つては、営利を目的としてはならない。
- 4 協会は、放送受信機器若しくはその真空管又は部品を認定し、受信機器の修理業者を指定し、その他名目の如何にかかわらず、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行爲をしてはならない。
- 5 第二項第七号の放送用受信機器の修理業務は、電波監理委員会が定期に行う調査により必要と認められた場所限り、これを行うことができる。

(事務所)

第十條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十一條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び会計に関する事項
- 五 経営委員会、理事会及び役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 放送債券の発行に関する事項
- 八 公告の方法

2 定款は、電波監理委員会の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第十二條 協会は、その設立、主たる事務所の変更、從たる事務所の新設その他政令で定める事項につき、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(経営委員会の設置及び権限)

第十三條 協会に経営委員会を置く。
2 経営委員会は、協会の経営方針を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制する権限と責任を有する。

第十四條 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならぬ。但し経営委員会が輕微と認めたる事項については、この限りでない。
一 予算及び事業計画及び資金計画の設定
二 收支決算

- 三 放送局の設置計画の設定並びに放送局の開設、休止及び廃止
 - 四 放送番組の編集に関する基本計画の設定
 - 五 定款の変更
 - 六 第二十八條の受信契約の條項及びその変更並びに受信料の免除の基準の設定
 - 七 放送債券の発行及び借入金の借入
 - 八 事業の管理及び業務の執行に関する規程の設定
 - 九 役員報酬、退職金、交際費（名目のいかんを問わずこれに類するものを含む。）の決定
 - 十 其他経営委員会が特に必要あると認めたる事項
- （監事委員会の組織）
- 第十五條 監事委員会は、委員八人及び会長をもつて組織する。
- 2 監事委員会に委員長一人を置き、委員のうちから委員及び会長が選挙する。

- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
 - 4 監事委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長が事故ある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。（委員の任命）
- 第十六條 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、産業、経済、労働、教育、文化、藝術、科学、技術等について、廣い経験と知識を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 2 前項の任命に當つては、別表に定める地区に住所を有する者のうちから各一人を任命しなければならない。
 - 3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができなるときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任

4 命後最初の國會において、兩議院の同意を得なければならぬ。

一 左の各号の一に該当する者は、委員となることができぬ。
二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に処せられた者

三 國家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 國務大臣又は國家公務員

五 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

六 放送用の送信機若しくは放送受信機の受信機の製造業者若しくは販売業者、又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の

十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

七 放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニユース若しくは情報頒布を業とする事業者、これらの職員、又はこれらの事業者が法人であるときは、その役員又は職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

八 前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

5 委員の任命については、会長を含め、そのうちの五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。
（任期）

第十七條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残期間在任する。

2 委員は、再任されることができらる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、第一項の規定にかかわらざ、あらたに委員が任命されるまでは、引き続き在任する。
(退職)

第十八條 委員は、第十四條第三項後段の規定による両議院の同意が得られなかつた場合においては、当然退職するものとする。
(罷免)

第十九條 内閣総理大臣は、委員が第十四條第四項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならぬ。

第二十條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、当該委員に弁明の機会を與えなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、委員及び会長のうち五人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、同一の政党に属するものが四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免する。

第二十一條 委員は、前二條の場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。
(委員の報酬)

第二十二條 委員は、報酬を受けない。但し旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受行するものとする。
(議決の方法)

第二十三條 経営委員会は、委員長並びにその他の委員及び会長のうち四人以上出席しなければ、議事を開き、議決をすることができな

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(役員)

第二十四條 協会に、役員として、経営委員会の委員の外、会長一人、副会長一人、理事三人及び監事二人を置く。

(理事会)

第二十五條 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行に
ついで審議する。

(会長等)

第二十六條 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。会長は、第二十五條の規定する職務上当然に就任する経営委員会の特別委員とする。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐し、協会の業務を掌理し、会長に事故があるとき協会の職務を代行し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を捕佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査し、その監査の結果を監理委員会に報告する。

第二十七條 会長は、監理委員会が任命する。

2 前項の任命に当つては、監理委員会は、委員六人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、監理委員会の同意を得て、会長が任命する。監事は、経営委員会が任命する。

5 会長、副会長、理事及び監事の任命については、第十四條第四項の規定を準用する。この場合において同項第七号「放送事業者若しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と読み替えるものとする。

第二十八條 会長、副会長、理事及び監事の任期は三年とする。但し、補欠の会長は前任者の残任期間在任する。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第二十九條 経営委員会は、会長が若しくは監事が職務の職行の任にたえないと認める場合、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があると認める場合において、これを罷免することが出来る。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にあたえないと認める場合又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認める場合においては、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。
(会長等の兼職禁止)

第三十條 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は放送事業に投資してはならない。

(民法の準用)

第三十一條 民法第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)、第五十四條(代表権の制限)、第五十六條(仮理事)、第五十七條(特別代理人)並びに非訴事件手続法(明治三十一年法律第十四号)、第三十五條第一項(仮理事の特別代理人の管轄)の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料)

第三十二條 協会の標準放送(五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう)を受信することができる設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならぬ。但し、放送の受信を目的とし、受信設備を設置した者については、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。

3 協会は、慈善、救護その他公共の目的に供する受信設備を設置した以外の者については、前項の受信料を免除してはならない。

4 協会は、受信設備を設置した者について前項の受信料を免除しようとするときは、あらかじめ基準を定めて電波監理委員会の認可を受けなければならぬ。その基準を変更しようとするときも同様とする。

5 協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委

員会の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

(國際放送実施の命令)

第三十三條 電波監理委員会は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して協会に國際放送を行うべきことを命ずることができらる。

(放送に関する研究)

第三十四條 電波監理委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第八條第一項第四号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発展その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(国際放送等の費用負担)

第三十五條 前二條の規定により協会の行う業務に要する費用は、國の負担とする。

2 前二條の命令は、前項の規定により國が負担する金額が、國會の議決を経た予算金額をこえない範囲内でしなければならない。

第三十六條 協会の事業年度は、毎年四月一日に限り翌年三月に終る。

(事業計画及び資金計画)

第三十七條 協会は、毎事業年度開始の三箇月前までに事業計画及び

資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の事業計画及び資金計画を内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の事業計画及び資金計画を國會に提出してその承認を受けなければならない。

(業務報告の提出)

第三十八條 協会は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の業務報告書を受理したときは、意見を付して内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を國會に提出しなければならない。

第三十九條 協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(貸借対照表等の提出)

第四十條 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の書類を内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

(会計検査院の検査)

第四十一條 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債券)

第四十二條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充て若しくはその資金を償還するため大藏大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 前四項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については政令の定めるところにより、商法(明治三十二年法律第四十八号)の社債に關する規定を準用する。

6 協会の放送設備は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の辨済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐ。

(放送の休止及び廃止)

第四十三條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りではない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

(放送番組の編集)

第四十四條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすよう最大の努力を拂われなければならない。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。

3 協会は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に關係がある事項について事実をまげないで報道すること。

二 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角磨から論点を明らかにすること。

三 音楽、文学、演藝、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

(政治的公平)

第四十五條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しても、申出により同一放送設備を使用し、同等な条件の時間において、同一時間数を與えなければならない。

(営業廣告放送の禁止)

第四十六條 協会は、表現の如何にかかわらず、他人の営業に関する

廣告を放送してはならない。

2 前項の規定は、放送番組について著作者の氏名、名称を放送することを妨げるものではない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第四十七條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他方法の如何にかかわらず、これを他人の支配に属させることができない。

2 前項の規定により電波監理委員会が認可する場合においては、両議院の同意を得なければならぬ。

(免稅)

第四十八條 協会には、所得稅及び法人稅を課さない。

(土地收用)

第四十九條 協会の営む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律

第二十九條)第二條の土地を收用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十條 協会の解散については別に法律で定める。

第三章 一般放送事業者

(廣告者及び廣告放送の告知)

第五十一條 一般放送事業者が、(電波法の規定により、協会以外の放送局の免許を受けた者をいう。)が、対價を得て廣告放送をするときは、廣告主の氏名又は名称及び廣告放送であることを放送によつて告示しなければならない。

(候補者放送)

第五十二條 一般放送事業者が、その設備により、又は他の放送事業者の設備を通じ、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運

動に關する放送をさせたときは、料金を徴收するとしないにかかわらず、その選挙における他の候補者に対しても、申出により同一放送設備を使用し、同等の條件の下に同等な時間において、同一時間数を與えなければならぬ。

(放送用受信機の免税)

第五十三條 何人も放送用受信設備を所有し、使用し、又は運用することによつて國税又は地方税を課せられることがない。

第五章 罰則

(公安を乱す等の放送の非)

第五十四條 日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する事項を放送した者は、三年以下の懲りに処する。

2 わいせつな事項を放送した者は、二年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

3 第四條第二項の規定に違反した者は、五萬圓以下の罰金に処する。この場合において、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

(とくご罪)

第五十五條 協会の役員又は職員が、その職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十

五萬圓以下の罰金に処する。

2 前項の規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者も前項と同様の刑に処する。

3 第一項の場合において、協会の役員又は職員が收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することかできなるときは、その價額を追徴する。

(義務違反等の罪)

第五十六條 協会の会長、副会長又は会長の職務を行い、若しくは会長を代理する理事が、左の各号の一に該当するときは、業務に対する責任に關して十萬圓以下の罰金に処する。

一 この法律により、電波監理委員若しくは主務大臣の認可を受けらるべき場合に受けなかつたとき。

二 協会がその目的以外の業務を行つたとき。

三 第三十七條第一項、第三十八條第一項若しくは第四十條第一項

の規定に違反して、事業計画及び資金計画、業務報告若しくは、貸借対照表等の提出をしなかつたとき。

(業務執行妨害の罪)

第五十七條 第四十一條の規定により、会計検査院の職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第五十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第四十九條第五十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

(登記しないときの制裁)

第五十九條 協会の役員が、この法律又はこの法律に基く命令に違反して登記することを怠り、又は不実な登記をしたときは、一万円以下の

過料に処する。

附 則

(施行期日)

この法律の施行期日は、附則第一項から第九項までの規定は公布の日から、その他の規定は政令で定める。但し、昭和二十五年四月二日以降であつてはならない。

(協会の設立)

- 2 内閣総理大臣は、協会の設立前に第十六條の例により、日本放送協会の経営委員会の委員となるべきものを指名する。
- 3 前項の規定による委員となるべきものは、協会の設立前に第二十七條第一項及び第二項の例により、株式会社日本放送協会の役員又は職員のうちから日本放送協会の会長となるべき者を指名する。
- 4 第一項の第十六條の例による場合において、同條第四項第七号中「放送事業者」とあるのは「社団法人日本放送協会」と読み替えるものとする。

- 5 第一項及び第二項の規定により指名された委員となるべき者及び会長となるべき者は、協会の設立の時において、この法律の規定によりそれぞれ日本放送協会の最初の監事委員会の委員又は会長に任命されたものとする。但しその委員の任期は、第十七條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年、三人については二年、二人については三年とする。
- 6 電気通信大臣は、設立委員を命じて協会の設立に關する事務を処理させる。
- 7 電気通信大臣は、前項の規定により設立委員を命じたときは、社団法人日本放送協会に対し、その会員の出資した金額を会員に返還すべきことを命じなければならない。
- 8 社団法人日本放送協会は、前項の命令があつたとき、協会の設立の日までに会員の出資した金額を会員に返還しなければならない。
- 9 設立委員は、定款を作成して、電気通信大臣の認可を受けなければ

ならない。

10 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を協会の会長に引き継がなければならぬ。

11 協会の会長が前項の事務の引継ぎを受けたときは、会長、副会長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

12 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

13 協会が成立したときは、その時において、社団法人日本放送協会は解散し、その資産及び負債その他一切の権利義務は協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は適用しない。

14 協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者（役員を除く）は、協会成立の際協会の職員となるものとする。
(登録税法の改正)

15 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会カ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込毎同拂込金額 千分ノ三

ニ 登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止 每一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公同、」の下に「日本放送協会」を「公同ニ關スル法令」の下に「放送法」を加ふる。

(印紙税法の改正)

16 印紙税法（明治三十二年法律五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條中に「六ノ九日本放送協会の業務に關する証書帳簿」を加へる。

(地方税法の改正)

17 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

第百十三條中「新聞」の下に「放送」を加へる。

(郵政省設置法の改正)

18 郵政省設置法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「電氣通信省から委託された業務」の下に「日本放送協会から委託された業務」を加へる。

第八條中「十三の二日本放送協会から委託され業務を処理すること」を加へる。

(著作権法の改正)

19 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する

第二十二條の五第二項中「無線電信法及之ニ基キ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者」を「放送事業者」に改める。

別表

地区名

関東信越地区

東北地区

北海道地区

東海北陸地区

近畿地区

中國地区

四國地区

九州地区

都道府縣名

東京都、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、新潟縣、長野縣、山梨縣、茨城縣、

宮城縣、青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、福島縣、

北海道

愛知縣、三重縣、岐阜縣、靜岡縣、石川縣、富山縣、福井縣

大阪府、京都府、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、兵庫縣

廣島縣、山口縣、島根縣、岡山縣

愛媛縣、德島縣、香川縣、高知縣

熊本縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣